

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	統合宛名番号管理ファイル
行政機関等の名称	大阪市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	<p>デジタル統括室基盤担当基盤グループ          市民局総務部住民情報担当          市民局総務部電力等価格高騰重点支援給付金担当          財政局税務部管理課システムグループ          財政局税務部課税課個人課税グループ          財政局税務部課税課法人課税グループ          財政局税務部課税課固定資産税グループ          財政局税務部収税課収納管理グループ</p> <p>財政局税務部船場法人市税事務所収納管理グループ          財政局税務部梅田市税事務所課税担当市民税等グループ          財政局税務部梅田市税事務所課税担当固定資産税グループ          財政局税務部京橋市税事務所課税担当市民税等グループ          財政局税務部京橋市税事務所課税担当固定資産税グループ          財政局税務部弁天町市税事務所課税担当市民税等グループ          財政局税務部弁天町市税事務所課税担当固定資産税グループ          財政局税務部なんば市税事務所課税担当市民税等グループ          財政局税務部なんば市税事務所課税担当固定資産税グループ          財政局税務部あべの市税事務所課税担当市民税等グループ          財政局税務部あべの市税事務所課税担当固定資産税グループ</p> <p>福祉局生活福祉部福祉システム課          福祉局生活福祉部保護課          福祉局生活福祉部保険年金課          福祉局生活福祉部自立支援課緊急入院保護グループ          福祉局高齢者施策部高齢福祉課          福祉局高齢者施策部介護保険課          福祉局障がい者施策部障がい福祉課          福祉局障がい者施策部障がい支援課          健康局健康推進部健康づくり課成人保健グループ          健康局保健所管理課          健康局保健所感染症対策課          健康局健康推進部こころの健康センター</p> <p>こども青少年局子育て支援部管理課          こども青少年局子育て支援部こども家庭課          こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ          こども青少年局子育て支援部こども家庭課ひとり親等支援グループ          こども青少年局中央こども相談センター          こども青少年局南部こども相談センター          こども青少年局保施策部幼保企画課          都市整備局住宅部管理課          教育委員会事務局指導部保健体育担当</p> <p>北区保健福祉センター          都島区保健福祉センター          福島区保健福祉センター          此花区保健福祉センター          中央区保健福祉センター          西区保健福祉センター          港区保健福祉センター          大正区保健福祉センター          天王寺区保健福祉センター          浪速区保健福祉センター          西淀川区保健福祉センター          淀川区保健福祉センター</p> <p>東淀川区保健福祉センター          東淀川区淡路出張所          東成区保健福祉センター          生野区保健福祉センター          旭区保健福祉センター          城東区保健福祉センター          鶴見区保健福祉センター          阿倍野区保健福祉センター          住之江区保健福祉センター          住吉区保健福祉センター          東住吉区保健福祉センター          平野区保健福祉センター          西成区保健福祉センター</p>
個人情報ファイルの利用目的	<p>社会保障・税番号制度において情報連携対象となる個人に対し、本市内で一意となる統合宛名番号を付番する。          また、業務システムからの番号照会対応や中間サーバへ登録するための宛名番号等の抽出を行う。</p>

記録項目	<p>(宛名情報管理テーブル) 1 I D、2統合宛名番号、3個人番号、4登録区分、5削除区分、6削除事由__異動年月日、7システム I D、8区コード、9整理番号、10業務固有番号、11氏名カナ、12氏名漢字、13氏名英字、14通称漢字、15氏名漢字ふりがな、16通称漢字ふりがな、17元号、18生年月日、19市町村コード、20郵便番号、21漢字住所、22住所方書、23性別、24住所区分、25異動年月日、26異動事由、27統合宛名番号登録区分、28中間サーバ依頼状況区分、29統合宛名番号送信メッセージ、30統合宛名番号登録年月日、31統合宛名番号登録結果詳細コード、32符号取得送信メッセージ、33符号取得処理年月日、34符号処理結果詳細コード、35最終符号取得結果詳細コード、36更新回数、37更新端末 I D、38更新ユーザ I D、39更新処理 I D、40更新日時</p> <p>(宛名情報訂正テーブル) 1 I D、2統合宛名番号__正、3個人番号__正、4統合宛名番号__誤、5個人番号__誤、6出力区分、7更新端末 I D、8更新ユーザ I D、9更新処理 I D、10更新日時</p> <p>(宛名情報欠番テーブル) 1 I D、2欠番統合宛名番号、3更新端末 I D、4更新ユーザ I D、5更新処理 I D、6更新日時</p> <p>(宛名情報履歴テーブル) 1 I D、2統合宛名番号、3履歴番号、4異動年月日、5システム I D、6履歴区分、7個人番号、8登録区分、9削除区分、10削除事由__異動年月日、11区コード、12整理番号 1、13業務固有番号、14氏名カナ、15氏名漢字、16氏名英字、17通称漢字、18氏名漢字ふりがな、19通称漢字ふりがな、20元号、21生年月日、22市町村コード、23郵便番号、24漢字住所、25住所方書、26性別、27住所区分、28異動事由、29削除区分、30更新回数、31作成日時、32更新端末 I D、33更新ユーザ I D、34更新処理 I D、35更新日時</p>	
記録範囲	社会保障・税番号制度において情報連携対象となる個人	
記録情報の収集方法	住民に関しては、住民基本台帳等事務システムから連携された対象者に対し統合宛名番号を付番する。本市に住民登録されていない者については、各業務システムから連携された対象者に対し統合宛名番号を付番する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	<p>(名 称) 総務局行政部行政課 (情報公開グループ)</p> <p>(所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号</p>	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	<p>(名称) 総務局行政部行政課 (情報公開グループ)</p> <p>(所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号</p>	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	-	